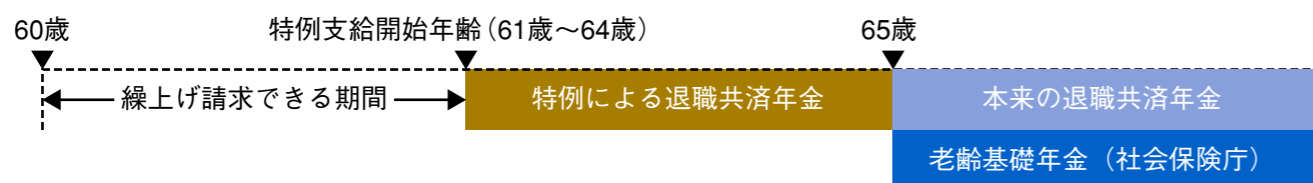


特例による退職共済年金の支給開始年齢について

昭和28年4月2日～昭和36年4月1日生まれの一般組合員
 (昭和34年4月2日～昭和42年4月1日生まれの特定消防組合員)
 この年代の方は、生年月日により、特例による退職共済年金(給与比例部分)の支給開始61歳～64歳へ段階的に引き上げられていきます。

生年月日 { () 内は特定消防組合員の場合 }	特例支給開始年齢
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日 (昭和34年4月2日～昭和36年4月1日)	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日 (昭和36年4月2日～昭和38年4月1日)	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 (昭和38年4月2日～昭和40年4月1日)	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 (昭和40年4月2日～昭和42年4月1日)	64歳

※ 65歳から受給できる本来の退職共済年金に対し、生年月日により各支給開始年齢から65歳までの間受給できる年金のことを、特例による退職共済年金といいます。



経過的な繰上げ支給の退職共済年金及び繰上げ支給の老齢基礎年金の額は、請求時の年齢に応じて次の式で減額された額となります。

(1) 経過的な繰上げ支給の退職共済年金

※特例による退職共済年金

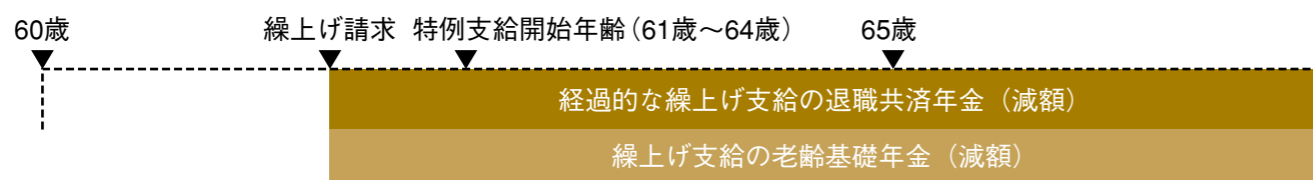
$$\times \left(1 - \frac{5}{1000} \times \text{繰上げ請求月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数} \right)$$

※ 送付しております「公務員共済年金のお知らせ」の中の【将来受給することとなっている退職共済年金の見込額】を確認してください。

(2) 繰上げ支給の老齢基礎年金

$$\text{老齢基礎年金} \times \left(1 - \frac{5}{1000} \times \text{65歳に到達する月} \right)$$

年金の受取額は次のとおりに変わります



年金 Q & A —退職共済年金の繰上げ支給—

Q 先日届いた「公務員共済年金のお知らせ」に、将来受けられる年金額が記載されていましたが、昭和32年5月1日生まれの私は、支給開始年齢が63歳からになるようです。退職共済年金を早めに受けることはできますか？

A 退職共済年金の実際の支給開始年齢より早く受け取ることを「退職共済年金の繰上げ支給」といいます。60歳以降で退職共済年金の繰上げ支給を請求すれば、支給開始年齢より前に年金を受けることができます。

あなたの場合、特例支給開始年齢が63歳ですので繰上げ請求により満60歳から受け取ることと仮定して、次の算式にあてはめてみますと次のとおりとなります。

特例による退職共済年金額を1,200,000円とします。60歳から年金を受け取りますので1月に係る減算率は $\frac{5}{1000}$ ですから、3年間(36月)繰上げるため

繰上げ支給の退職共済年金は

$$1,200,000円 \times \left(1 - \frac{5}{1000} \times 36月 \right) = 984,000円 \text{ となります。}$$

なお、繰上げ支給を希望した場合は、老齢基礎年金も繰上げ支給になります。

繰上げ支給の老齢基礎年金ですが、満65歳から支給されますので20歳から40年間国民年金に加入していた場合の現在の年金額で算出してみますと、5年間(60月)繰上げるため

$$792,100円 \times \left(1 - \frac{5}{1000} \times 60月 \right) = 554,470円 \text{ となりますが、}$$

年金は100円単位で決定されますので **554,500円** です。

老齢基礎年金の減算率も退職共済年金と同じです。

以上の算定により60歳に達した翌月から受け取る年金額は、合計で **1,538,500円** となります。

次ページに繰上げ支給を請求する場合の注意点や満65歳になる前までに特例による退職共済年金受給権が発生する方を掲載しました。

繰上げ支給を請求するときの注意点

- ① 一度決められた減額率は、一生変わりません。また、一度請求すると取消しはできません。
- ② 請求後は、事後重症による障害共済(基礎)年金や寡婦年金を受けられません。
- ③ 請求後は、退職共済年金の長期加入及び障害者の特例措置を受けられません。
- ④ 遺族共済(厚生)年金を受けるとき、供給調整により受給されている繰上げの老齢基礎年金は65歳になるまで支給停止になります。